び検定			
（略）			

別表第一の二（第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	回頭角速度計	70,400	1個につき　2,950
	電子傾斜計	156,000	1個につき　6,300
	（略）	（略）	（略）
（略）			

別表第二（第29条関係）

		検定（単位　円）
検定	（略）	（略）
	回頭角速度計	1個につき　2,600
	電子傾斜計	1個につき　5,800
	（略）	（略）

別表第二の二（第29条関係）

		検定（単位　円）
検定	（略）	（略）
	回頭角速度計	1個につき　2,550
	電子傾斜計	1個につき　5,800
	（略）	（略）

び検定			
（略）			

別表第一の二（第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	回頭角速度計	70,400	1個につき　2,950
	（略）	（略）	（略）
（略）			

別表第二（第29条関係）

		検定（単位　円）
検定	（略）	（略）
	回頭角速度計	1個につき　2,600
	（略）	（略）

別表第二の二（第29条関係）

		検定（単位　円）
検定	（略）	（略）
	回頭角速度計	1個につき　2,550
	（略）	（略）

（船舶防火構造規則の一部改正）

第六条　船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（隔壁及び甲板） **第十条**　（略） ２・３　（略）	（隔壁及び甲板） **第十条**　（略） ２・３　（略）